

昭和二十七年法律第二百十九号

国有財産特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産（以下「普通財産」という。）を公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適切に寄与させるため、当分の間、その管理及び処分について同法の特例を設けることを目的とする。

(無償貸付)

第二条 普通財産は、国有財産法第二十二条第一項に規定する公共団体において水道施設又は防波堤、岸壁、棧橋、上屋等の臨港施設として公共の用に供するときは、当該公共団体に無償で貸し付けることができる。ただし、臨港施設については、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定の適用を妨げるものではない。

2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人、学校法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。

一 地方公共団体において、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条に規定する保護施設のうち政令で定めるとき、又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）において、生活保護法の規定に基づき都道府県知事若しくは市町村長の委託を受けて行う当該委託に係る保護の用に主として供する施設の用に供するとき。

二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）が委託を受けて行うものを除く。）の用

ロ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る児童自立生活援助の実施の用

ハ 児童福祉法の規定に基づき都道府県の委託を受けて行う当該委託に係る児童自立生活援助の実施の用

ニ 児童福祉法の規定による障害児通所給付費の支給に係る者に對する障害児通所支援の用又は障害児入所給付費の支給に係る者に對する障害児入所支援の用

ホ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による施設型給付費又は特別施設型給付費の支給に係る同法に規定する小学校就学前子どもに対する保育（児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た児童福祉施設において実施するものに限る。）の用

三 地方公共団体において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき（ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するときに限る。）

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法（昭和十五年法律第三十七号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による介護給付費、特別介護給付費、訓練等給付費又は特別訓練等給付費の支給に係る者に對する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）の用

四 地方公共団体において、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、政令で定めるとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 老人福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）の規定による通所介護若しくは短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費の支給に係る者に對する居宅サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者に對する居宅サービス費、介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者に對する介護予防サービス、介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者に對する地域密着型介護予防サービス又は同法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する

第一号通所事業であつて老人福祉法第二十条の二に規定する厚生労働省令で定めるものその他これに類するものとして政令で定めるとき、又は同法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する介護保険法の規定による地域密着型老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者に對する地域密着型サービス又は介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者に對する施設サービスその他これに類するものとして政令で定めるとき

五 地方公共団体、社会福祉法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）において、幼保連携型認定こども園の施設の用に供するとき。

六 地方公共団体又は更生保護法人（更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人をいう。以下同じ。）において、更生保護事業法第四十九条に規定する保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設の用に供するとき。

七 地方公共団体において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。）で、災害による著しい被害、児童又は生徒の急増その他の特別の事由がある地域として政令で定める地域にあるものの用に供するとき。

3 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合に準用する。

(減額譲渡又は貸付)

第三条 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

一 地方公共団体において次に掲げる施設の用に供するとき。

- イ 医療施設及び地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定により設置される保健所の施設
- ロ 社会福祉法第二条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社会福祉事業施設」という。）
- ハ 学校教育法第一条に規定する学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。以下「学校施設」という。）
- ニ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条第一項の規定により設置される公民館の施設
- ホ 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する公立図書館の施設
- ヘ 博物館法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する公立博物館の施設
- ト 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第一項又は第二項の規定により設置される職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の施設
- チ 更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「更生保護事業施設」という。）
- リ 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第一項第五号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設その他これに準ずる施設
- 又 住民に賃貸する目的で経営する住宅施設
- ル 公害の防止のために必要な事業に係る施設で政令で定めるもの
- ヲ 一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他のスポーツ施設で政令で定めるもの
- ワ 水防、消防その他の防災に関する施設で政令で定めるもの
- 二 国の設置する研究所、試験所その他国が公共の利益の増進を主たる目的とする事務又は事業の用に供する施設で政令で定めるものについてその用途を廃止した場合において、当該施設の用に供していた財産を地方公共団体において引き続き同種の施設の用に供するとき。
- 三 削除
- 四 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人又は日本赤十字社において学校施設、社会福祉事業施設、更生保護事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設の用に供するとき。
- 2 前項第四号の場合においては、学校法人にあつては私立学校法第三十二条の規定により助成を行うことができる場合、社会福祉法人にあつては社会福祉法第五十八条第一項の規定により助成を行うことができる場合又は生活保護法第七十四条第一項、児童福祉法第五十六条の二第二項若しくは老人福祉法第二十四条第二項の規定により補助を行うことができる場合、更生保護法人にあつては更生保護事業法第五十八条の規定により補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては日本赤十字法（昭和二十七年法律第三百五号）第三十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合に限り、前項の規定を適用する。
- 第四条 削除
- 第五条（譲与）
- 普通財産は、次に掲げる場合においては、当該地方公共団体に対し、譲与することができる。ただし、第三号及び第四号の場合にあつては、普通財産である土地については、この限りでない。
- 一 地方公共団体から国に対し特定の用途に供する目的で寄附された財産について、国が当該用途を廃止した場合において当該地方公共団体（当該地方公共団体に当該財産を寄附した地方公共団体及びこれらの地方公共団体の区域に変更があつた場合にその区域が新たに属した地方公共団体を含む。）が公共の用に供するときに。
- 二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際都道府県において事務、事業又は職員の住居の用に供していた公用財産であつたものを、当該都道府県において引き続き当該用途に供しているとき。
- 三 この法律施行の際地方公共団体において、戦災者、引揚者又は保護を要する生活困窮者の収容施設の用に供しているとき。
- 四 地方公共団体において水道施設として公共の用に供するとき。
- 五 河川等（河川、湖沼その他の水流又は水面をい、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用又は準用される河川及び下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）が適用される下水道を除く。以下この号において同じ。）又は道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）が適用される道路を除く。以下この号において同じ。）の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地（その土地の定着物を含む。）について、国が当該用途を廃止した場合において市町村が河川等又は道路の用に供するとき。
- 2 前項第一号の規定により譲与する場合において、寄附された財産に対し国が有益費を著しく多く出しているときは、各省各庁の長（国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、譲与を受けようとする地方公共団体に対し当該有益費の支出によつて増加した価格で現に存するものの価額をあらかじめ納付させなければならない。（準用規定）
- 第六条 国有財産法第二十八条第四号ただし書の規定は、前条第一項第四号の場合に、同法第二十九条本文及び第三十条の規定は、第三条又は前条第一項第三号若しくは第四号の規定により普通財産の譲渡、貸付け又は譲与をする場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第二十九条本文中「買受人又は譲与を受けた者」とあるのは、「譲渡、貸付け又は譲与を受けた者」と読み替へるものとする。
- （居住用施設の譲与等）
- 第六条の二 地方公共団体が、普通財産のうち次に掲げる建物を取り壊して、その敷地を住民に賃貸する目的で経営する住宅施設又は公共の用に供する施設（これらの施設と併せて建設する施設で政令で定めるものを含む。）の用に供する場合において、当該建物の居住者を当該住宅施設に収容し、又は他の住宅施設の提供等他の場所へ移転させるため必要な措置をとるときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該地方公共団体に対し、当該建物を譲与し、又はその敷地のうち固有のものを時価からその七割以内を減額した対価で譲渡することができる。
- 一 地方公共団体又は社会福祉法人に対し住民の居住の用に供する施設として貸し付けている建物で、保安上危険なものその他その管理が困難なもの

二 共同住宅施設又は集团的に所在する居住の用に供する建物で、住民に貸し付けているものうち保安上危険なものその他その管理が困難なもの
 2 前項の規定により譲与又は譲渡をした場合において、地方公共団体が、各省各庁の長の指定する期間内に、同項に規定する施設の用に供しないとき、又は同項の収容をしようとせず若しくは同項の必要な措置をとらないときは、各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

(条件付の売払い又は貸付け)

第七条 普通財産について水害、風害その他の災害の防除若しくは復旧又は土地の開拓、水面の埋立て若しくは干拓その他の天然資源の開発事業を行おうとする者がある場合は、各省各庁の長は、政令で定めるところにより、事業者に対し事業の成功を条件としてその財産の売払い又は貸付けの契約をすることができ、又は収益することができ、又は同項の収容をしようとせず若しくは同項の必要な措置をとらないときは、各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の契約をした場合においては、事業者は、各省各庁の長がその事業の成功に要すると認め定める期間中無償でその財産を使用し、又は収益することができ、又は同項の収容をしようとせず若しくは同項の必要な措置をとらないときは、各省各庁の長は、その契約を解除することができる。
 3 各省各庁の長は、第一項の規定により売払い又は貸付けの契約をした場合において、その指定する期間内に事業者がその事業に着手しないときは、その契約を解除することができる。
 第八条 前条第一項の規定により売払い又は貸付けの契約をした場合において、同条第二項に規定する期間内に事業が成功しなかつたときでも、土地又は水面の状況により支障がないと認めるときは、各省各庁の長は、事業者に対しその成功した部分につき当該契約に定める条項に準じて売払い又は貸付けをすることができ、又は同項の収容をしようとせず若しくは同項の必要な措置をとらないときは、各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

(交換の特例)

第九条 普通財産のうち土地又は建物その他の土地の定着物、国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要があるときは、国有財産法第二十七条第一項の規定による場合のほか、土地又は建物その他の土地の定着物と交換することができる。

2 前項に規定するもののほか、普通財産のうち土地及び土地の定着物（以下この項において「土地等」という。）は、所管する各省各庁の長が当該土地を円滑に売り払うため必要があると認めるときは、当該土地等の一部について、隣接する土地等の一部若しくは全部又は当該土地の上に存する借地権の一部と交換することができる。

3 前二項の交換は、交換に係る財産の価額の差額がその価額の多いものの四分の一を超えないときは、行うことができ、又は同項の収容をしようとせず若しくは同項の必要な措置をとらないときは、各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

第十条 国有財産法第二十七条第二項及び第三項の規定は、前条の規定による交換による交換について準用する。この場合において、同法第二十七条第三項中「第一項の規定により堅固な建物を」とあるのは、「国有財産特別措置法第九条の規定により」と読み替えるものとする。

(特定普通財産の処理の特例)

第十条の二 賃借権その他の不動産を使用する権利の目的となつて普通財産で居住の用に供されているもの（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合して併用住宅と認められる施設の使用に供されているものを含む。）のうち政令で定めるもの（当該財産と一体として処分することが適当と認められる普通財産を含む。以下「特定普通財産」という。）を売り払うため特に必要がある場合において、当該特定普通財産につき使用する権利を有する者（当該特定普通財産が建物である場合におけるその敷地の所有者その他当該特定普通財産の譲渡を受けることについて特別の事情を有する者として政令で定める者を含む。以下「権利者等」という。）に対し、政令で定めるところにより、売払価額その他売払いに関し必要な事項を提示して当該売払価額で買い受けるよう勧奨したときは、その勧奨を行った特定普通財産は、当該権利者等に対し、当該勧奨の日から一年以内に限り、当該勧奨に係る売払価額により売り払うことができる。

(延納の特例)

第十一条 普通財産を譲渡した場合において当該財産の譲渡を受けた者が売払代金又は交換差金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、かつ、利息を付して、五年以内の延納の特約をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる期間以内とすることができる。

一 地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、日本赤十字社又は公益事業その他の政令で定める事業を営む者に譲渡するとき。十年
 二 居住の用に供されている普通財産を現に使用している者に譲渡するとき。十年
 三 特定普通財産を当該財産の権利者等に譲渡するとき。二十年

2 国有財産法第二十三条第二項の規定は、前項の規定による売払代金又は交換差金及びそれらの利息の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「借受人」とあるのは、「当該財産の譲渡を受けた者」と、「貸付料」とあるのは、「売払代金又は交換差金及びそれらの利息」と読み替えるものとする。

3 国有財産法第三十一条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により延納の特約をする場合に準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第七十四号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3 旧法は、旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）第四条の規定の適用については、この法律施行後も、引き続き、なおその効力を有するものとする。

附 則（昭和二十七年七月三十一日法律第二八四号）抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二十七年八月一日法律第三〇五号）抄

(施行期日)

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和二十八年八月一〇日法律第一九四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月一四日法律第一八〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三〇年八月二一日法律第一五九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年五月一七日法律第一〇八号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三三年五月二日法律第一三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で、政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三五年五月一七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三六年三月二〇日法律第三号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年七月二一日法律第一三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日以後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

附 則 (昭和三九年七月一日法律第一三〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年六月一〇日法律第四一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年七月一八日法律第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(以下「新法」という。)は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年七月二七日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の国有財産特別措置法(以下「旧措置法」という。)第六条の二第一項の規定により行なつた譲与又は譲渡に係る契約の解除については、なお従前の例による。

2 前条第二項の規定は、旧措置法第十一条第一項の規定による延納の特約に附された条件について準用する。

附 則 (昭和四九年一月二八日法律第一一七号)

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月八日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年五月四日法律第二八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の農業改良助長法(以下「新法」という。)第二条の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則 (昭和六〇年六月八日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月一日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年六月二九日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中老人福祉法第二十一条、第二十四条及び第二十六条の改正規定、第二条中老人福祉法の目次の改正規定（第三章 事業及び施設（第十四条―第二十条の七）を「第三章 事業及び施設（第十四条―第二十条の七）」／第三章の二 老人福祉計画（第二十条の八―第二十条の十二）に改める部分を除く。）、第五章 雑則」を「第四章の三 有料老人ホーム」に改める改正規定、同法第二十九条から第三十一条までの改正規定、同条の次に三条及び章名を加える改正規定、同法第三十八条及び第三十九条の改正規定、同法第三十七条の改正規定及び同法第三十七條の二の改正規定（同法第四号を改める部分を除く。）、第五条中精神薄弱者福祉法第二十二條の改正規定（同法第一号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第二十三條の改正規定（同条の見出しを改める部分及び同条に一項を加える部分に限る。）、第七條中児童福祉法第五十条から第五十三條の二までの改正規定、同条を第五十三條の三とし、第五十三條の次に一條を加える改正規定、同法第五十五條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定及び同法第五十六條の改正規定並びに第九條中社会福祉事業法第二條の改正規定（五十万円）を「五百万円」に改める部分に限る。）、同法第七十一條、第七十四條及び第七十五條の改正規定、同法第七十六條を削り、第七十七條を第七十六條とする改正規定、同法第七十八條の改正規定、同条を第七十七條とし、同条の次に一條を加える改正規定、同法第八十三條の改正規定並びに同法第八十五條の改正規定（二十万円）を「二十万円」に改める部分を除く。）並びに附則第五条及び第六条の規定並びに附則第二十五條中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三條の改正規定 平成三年四月一日

附則（平成四年六月三日法律第六七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附則（平成六年七月一日法律第八四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八條の改正規定（「又は保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三條、第十五條、第十七條、第十八條及び第二十條の規定並びに附則第三条から第十三條から第三十七條まで及び附則第三十九條の規定は平成九年四月一日から施行する。

附則（平成六年七月一日法律第八七号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年五月八日法律第八七号）抄

この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）の目次、第十五條の六第一項、第十六條第一項及び第二項、第十七條、第二十五條、第五節の節名並びに第二十七條の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七條の二第二項、第九十七條の二及び第九十九條の二の改正規定、第二條の規定（雇用促進事業団法第十九條第一項第一号及び第二号の改正規定に限る。）並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八條まで及び第十條から第十六條までの規定、附則第十七條の規定（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十三條第一項第四号中「第十條第二項」を「第十條の二第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第十八條から第二十三條までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成九年六月一日法律第七四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成九年十二月十七日法律第一二四号）抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附則（平成九年十二月十九日法律第一三二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年六月二日法律第一〇一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年九月二八日法律第一一〇号）抄

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十五条の改正規定（「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二条（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第五十六条の改正規定を除く。）の規定 平成十五年四月一日

附則（平成十五年六月十八日法律第九二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中電気事業法目次の改正規定、第六章の改正規定並びに第六百六条、第七百七条、第七百七条の二、第七百七条の三、第七百七条の四及び第七百九条の二の改正規定並びに第三条の規定並びに附則第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第三十八条まで、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条、第五十一条及び第五十五条から第五十七条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成十五年七月一六日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年五月二六日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年六月二九日法律第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二條、第二十三條第二項、第三十二條、第三十九條及び第五十六條の規定 公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）

第五十六條 附則第三条から第二十七條まで、第三十六條及び第三十七條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一七年一月七日法律第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四條、第四十四條、第一百一条、第一百六條から第一百八條まで及び第二百二十二條の規定 公布の日

二 第二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）及び第二十八條第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條第四項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）、第三十八條から第四十條まで、第四十一條（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、

第四十二條（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四條、第四十五條、第四十六條第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、及び第二項、第四十七條、第四十八條第三項及び第四項、第四十九條第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五

十條第三項及び第四項、第五十一條（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十條から第七十二條まで、第七十三條、第七十四條第二項及び第七十五條（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二條第一号（サービス利用計画作成費、特

定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第九十二條第二号（サービス利用計画作成費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第九十三條第二号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第九十一條及び第

百十二條（第四十八條第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）、並びに第九十四條並びに第九十五條第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八條から第二十三條まで、第二十六條、第三十

條から第三十三條まで、第三十五條、第三十九條から第四十三條まで、第四十六條、第四十八條から第五十條まで、第五十二條、第五十六條から第六十條まで、第六十二條、第六十五條、第六十八條から第七十條まで、第七十二條から第七十七條まで、第七十九條、第八十一條、第八十三條、第八十五條から第九十條まで、第九十二條、第九十三條、第九十五條、第九十八條から第百

零五條、第百八條、第百十條、第百十二條、第百十三條及び第百十五條の規定 平成十八年十月一日

八條から第百零五條まで、第百八條、第百十條、第百十二條、第百十三條及び第百十五條の規定 平成十八年十月一日

八條から第百零五條まで、第百八條、第百十條、第百十二條、第百十三條及び第百十五條の規定 平成十八年十月一日

八條から第百零五條まで、第百八條、第百十條、第百十二條、第百十三條及び第百十五條の規定 平成十八年十月一日

八條から第百零五條まで、第百八條、第百十條、第百十二條、第百十三條及び第百十五條の規定 平成十八年十月一日

八條から第百零五條まで、第百八條、第百十條、第百十二條、第百十三條及び第百十五條の規定 平成十八年十月一日

八條から第百零五條まで、第百八條、第百十條、第百十二條、第百十三條及び第百十五條の規定 平成十八年十月一日

八條から第百零五條まで、第百八條、第百十條、第百十二條、第百十三條及び第百十五條の規定 平成十八年十月一日

八條から第百零五條まで、第百八條、第百十條、第百十二條、第百十三條及び第百十五條の規定 平成十八年十月一日

(国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第百条 附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者支援施設は、障害者支援施設とみなして、前条の規定による改正後の国有財産特別措置法第二条第二項第三号の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一八年四月二八日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中国有財産法第二十三条に一項を加える改正規定及び第二条中国有財産特別措置法第十一条の改正規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

(国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の国有財産特別措置法第十条第一項の規定によりされている管理の委託は、改正後の国有財産法第二十六条の二第一項の規定によりされる管理の委託とみなす。

附則 (平成一八年六月二日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年二月三日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年二月一〇日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条の規定(障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く。)、第四条の規定(児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。)、及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条(第一号に係る部分に限る。)、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

附則 (平成二三年五月二日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(調整規定)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

附則 (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(調整規定)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

附則 (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則 (平成二四年六月二七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

